

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は
 e-Tax で!!



明治神宮宝物殿の辺り(平澤幸子画)

2007.3
No. **469**
平成19年

～申告・納税はe-Taxで～

確定申告はお済みですか	3
税務コーナー(消費税・法人税・源泉所得税・都税)	4～6
チャレンジ・e-Tax	7
法人会事業アラカルト	8・9
平成19年度税制改正ー政府の基本方針ー	10・11
都税コーナー	14

法人会掲示板 3^{弥生}月

法律無料相談会

- ◆日 時：3月15日(木) 午後1時～4時
- ◆会 場：渋谷法人会館
- ◆担当弁護士：前田俊房先生
尚、簡単な相談は電話でも受け付
けます。電話 03 (3461) 0758

3月に実施する主な事業（上記以外）

- 3月1日 法人税申告書の書き方
- 3月2日 法人税申告書の書き方
- 3月5日 5ブロックバス研修会
- 3月6日 青年部会美化活動
- 3月7日 法人税申告書の書き方
- 3月8日 広報委員会
- 3月12日 組織委員会
- 3月13日 厚生委員会
- 3月14日 事業研修委員会
- 3月15日 9ブロックバス研修会
- 3月16日 総務・財務合同委員会
- 3月18日 17ブロックバス研修
- 3月20日 税制委員会
- 3月20日 女性部会税務研修会
- 3月20日 女性部会役員会
- 3月25日 13ブロックバス研修会
- 3月26日 源泉研究部会研修会
- 3月27日 理事会
- 3月28日 青年部会バス見学研修会
- 3月28日 10ブロックバス研修会

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 3月12日(月) 午後1時～4時
場所 渋谷法人会館

《税務無料相談》

日時 3月20日(火) 午後1時～4時
場所 渋谷法人会館

《決算法人説明会》

日時 3月13日・22日・23日
午後1時30分～4時
場所 渋谷区立商工会館2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

● 申告書用紙等発送予定日

法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
19年2月	19年3月27日

表紙スケッチ●明治神宮宝物殿の辺り

北参道入口から鳥の声や木々の香りのする道を回り込むと、北池に架かる橋が目に入ります。景色を独り占めしたような気分でしたが、オシドリやカモを眺める人に出会って一安心。宝物殿には、明治天皇と昭憲皇太后のゆかりの品々が展示されているそうですが、ウィークデーはお休みです。

ISO14001取得「地球環境を考える企業」

株式会社 ジム

代表取締役社長 八木原 保

ADD 東京都渋谷区神宮前3-18-20
TEL 03-3404-3221
<http://www.gim.co.jp>
<http://www.givelife.jp>

gim®

私たちはエコロジーブランド

「Give Life」を通じ、

環境保全に取り組んでいます

確定申告は お済みですか

所得税・贈与税の申告と納税は 3月15日（木）
個人事業者の消費税の申告と納税は 4月 2日（月）
までです。

※申告期限までに申告をしなかったり、間違った申告をした
場合には、本税の他に加算税や延滞税を納めなければなら
ない場合もありますのでご注意ください。



納税には、安全で便利な口座振替をご利用ください。

平成18年確定申告分の口座振替日は、
所得税…………… 4月20日（金）
個人事業者の消費税及び地方消費税…… 4月26日（木）です。
ご希望の方は税務署の管理部門へお尋ねください。

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

（所得税の申告書・決算書・収支内訳書・消費税及び地方消費税の確定申告書の作成が可能！）

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成（プリントアウト）した確定申告書等は、そのま
ま税務署へ提出できます。是非ご利用ください。

（土地・建物等の譲渡所得のある方など、このコーナーをご利用できない場合があります。）

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

源泉徴収票等の添付は忘れなく！

源泉徴収票等の添付がない場合は税金の還付が遅れることになりますので、ご注意ください。

消費税の申告について

平成16年分の売上高（課税売上高）が1,000万円を超えている方は、平成18年分の消費税の課税事業者となり
申告と納税が必要ですのでお忘れなく。

また、平成17年分の売上高（課税売上高）が1,000万円を超えている方は、平成19年分消費税の課税事業者と
なりますので、課税事業者の届出が必要となります。

納税証明書を請求される方へのお願い

確定申告期間中、平成18年分の所得税の納税証明書が必要な方は、申告書を提出の際に、必ず窓口でその旨申
し出してください。

なお、平成18年分の所得税の確定申告書を既に提出された方は、所得税の納税証明書の発行は4月上旬以降と
なりますので、ご了承ください。

法人会の事業活動に参加しよう

用途を変更した場合の取扱い

Q 住宅として借りた建物を賃貸人の承諾を得ずに事業用に使用した場合、消費税の取扱いはどうなりますか。

A 賃貸借に係る契約において住宅として借り受けていた建物を、賃借人が賃貸人との契約変更を行わずに事業用に使用したとしても、当該建物の賃借料は課税仕入れには該当せず、仕入税額控除の対象

とはなりません。

なお、貸付けに係る契約において住宅として貸し付けた建物について、その後契約当事者間で事業用に使用することについて契約した場合には、その用途変更（住居用から事業用への変更）の契約をした後においては、課税資産の貸付けに該当し、仕入税額控除の対象となります。

※詳しくは、法人課税第3部門までお尋ねください。

TEL 3463-9181（内線 5032～5034）

平成19年度国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を維持し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受 験 資 格
 - 1 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日生まれの者
 - 2 昭和61年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - イ 大学を卒業した者及び平成20年3月までに卒業する見込みの者
 - ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込書交付期間 2月1日（木）～4月13日（金）
- ◇ 申込書受付期間 4月2日（月）～4月13日（金）
- ◇ 試 験 日
 - 第1次試験 6月10日（日）
 - 第2次試験 7月23日（月）～7月26日（木）のうち指定された日

※詳細については、お気軽に渋谷税務署・総務課（TEL03-3463-9181内線4002）までお尋ねください。

事業承継セミナー

「最近の事業承継に見られる問題点とその対策」

参加費無料

実際のケースをまじえて専門家の立場からわかり易くご説明します。

講師：税理士 水本 昌克 税理士法人タクトコンサルティング

右記にお申し込みお問い合わせください。

受付時間／9:00～17:30 定休日／毎週水曜日

0120-512-321

フリーコール

会場の都合上、定員になり次第締切とさせていただきます。ご希望の方はお早めにお申し込みください。また詳しいご案内は、ご予約受付後弊社からご招待状をお送りさせていただきます。

■日 時：3月17日（土）[完全予約制]

■会 場：丸の内パレスビル3F（丸の内パレスホテル隣接のビル）

■時 間：午後1:00開場・午後1:30開演

第一部 午後1:40～午後3:15 ※途中10分間の休憩を取ります。

■定 員：40名（定員になり次第、締切らせていただきます。）

■同時開催 個別相談会 午後3:30～午後5:30

三井不動産販売株式会社 都心営業本部
相続・事業承継チーム

TACT 税理士法人タクトコンサルティング

正しい申告、明るい納税はe-Taxで

法人税 ひとくちメモ

特定同族会社の留保金課税の適用について

当社は3月31日を事業年度末とする青色申告法人で、中小企業者に該当しております。平成18年4月1日以降に開始する事業年度から留保金課税の制度が改正され、今期から当社においても適用になりますが、改正されたその内容の概要を教えてください。

留保金課税の概要

特定同族会社とは、株主グループの上位1グループの持株等の合計が会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える同族会社をいいます。

また、同族会社の定義は、株主グループの上位3グループの持株等の合計が会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える会社をいい、従来どおりです。

1 対象となる法人の範囲

適用対象法人

に該当する

改正点

対象法人の緩和

改正前

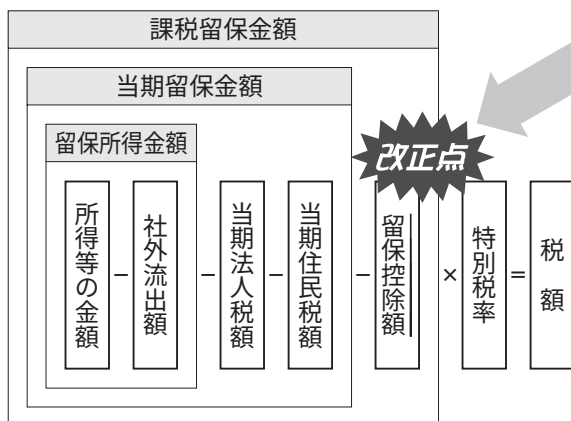
上位3株主グループによる株式保有割合が50%をこえること

同族会社はすべて対象

改正後

上位1株主グループによる株式保有割合が50%をこえること

特定同族会社のみ対象



改正点

留保控除額の拡充

改正前	改正後
1 所得金額 所得等の金額×35%	1 所得金額 所得等の金額×40% (中小法人にあっては50%)
2 定額基準額 年1,500万円	2 定額基準額 年2,000万円
3 積立金基準額 期末資本金額又は期末出資金額25%－利益積立金額	3 積立金基準額 期末資本金額又は期末出資金額25%－利益積立金額
	4 自己資本基準額 前事業年度終了時の自己資本比率が30%に達するまでの額（自己資本比率が30%未満の中小法人のみ）
1～3の最も多い金額	1～4の最も多い金額

2 留保金課税が不適用となる場合

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に該当する中小企業者（設立10年以内の中小企業者）の不適用制度
- (2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に該当する法人（同法10条1項の承認を含む）の承認を受けた中小企業者（経営革新計画承認企業）の不適用制度
- (3) 期末における資本又は出資の金額が1億円以下のもので前期末における自己資本比率が50%以下である同族法人の不適用制度

改正後

適用廃止

平成20年3月31日までに
開始する事業年度に適用
(2年延長)

適用廃止

申告に当たって留意すべき事項

従いまして、まず特定同族会社に該当するか検討する必要があります。改正前と比べて該当する場合がかなり限定されることになります（上記、対象法人の緩和を参照）。株主名簿等をよく確認してください。

また、留保控除金額が増額されることになりますので課税留保金額が改正前に比べて減少することになります（上記、留保控除額の拡充を参照）。

ただし、従来において法人設立10年以内の中小企業者および前期末自己資本比率が50%以下の同族法人は留保金課税の不適用制度が存在していましたが、今回の改正によりこの取扱は廃止されておりますのでご確認ください（上記、留保金課税が不適用となる場合を参照）。

なお、従来の経営革新計画承認企業についての留保金課税制度の不適用措置は2年間延長されております。

詳しくは、法人課税第1部門審理担当もしくは税務相談室にお尋ねください。TEL 03-3463-9181
国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp>」もあわせてご覧ください。

源泉所得税

Q&A

海外支店勤務から国内勤務となった社員の 外国税金を法人が負担した場合

Q 内国法人である当社は、海外に支店を有し社員を派遣していますが、この度ニューヨーク支店に勤務していた社員が3年間の海外勤務を終えて帰国し、国内勤務となりました。

その社員の帰国後に、ニューヨーク支店勤務時の社員の米国での所得について課税漏れがあることがわかり、追加の税金を当社が負担することとしました。この当社が負担した外国税金については、課税上どのように取り扱えばよいのでしょうか。

A 個人的に負担すべき外国税金を負担した場合は、居住者に対する給与として所得税の源泉徴

収が必要となります。

【解説】

所得税法上、貴社の社員はニューヨーク支店勤務期間中は非居住者、帰国後は居住者として取り扱われます。

一方、個人の所得に対して課される税金は、本来、個人が負担すべきものであり、それを貴社が本人に代わって負担した場合には、個人的な債務の肩代わりをしたことになるため、その個人への経済的利益の供与があったものとして取り扱われることになります。

したがって、貴社が負担する社員への個人的な税金については、その負担した時点において貴社から社員に経済的利益の供与があったと認められますので、居住者に対する給与として所得税の源泉徴収が必要となります。

※詳しくは、法人課税第4部門（源泉所得税担当）までお尋ねください。

TEL 3463-9181（内線 5042）

都税事務所だより

Q&A

Q 個人事業税の計算を教えてください。

A 1. 納める額

$$\left(\begin{array}{c} \text{事業所得又は(及び)不動産所得} \\ + \\ \text{所得税の事業専従者給与(控除)額} \\ - \\ \text{個人事業税の事業専従者給与(控除)額} \\ + \\ \text{青色申告特別控除額} \\ - \\ \text{損失の繰越等の控除の金額} \\ - \\ \text{事業主控除額} \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

(1) 事業の所得とは

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得で、事業の総収入金額から必要経費

を控除して計算します。

この計算方法は、原則として、所得税（国税）の事業所得、不動産所得と同じです。

(2) 事業専従者給与（控除）とは

事業主と生計を一にする親族の方が、もっぱらその事業に従事するときは、一定額を必要経費として控除できます。

▶ 青色申告の場合…その給与支払額

▶ 白色申告の場合…配偶者の場合は86万円

その他の場合は1人50万円が限度

(3) 青色申告特別控除の適用

個人事業税には、所得税の青色申告特別控除の適用はありません。

※詳しいことは、渋谷都税事務所へお問い合わせください。



●シジミ

ヤマトシジミ、マシジミ、セタシジミの三種類があり、島根県・宍道湖のような汽水域や川の淡水に生息する。日本では古くから食べられていたらしく、縄文時代の貝塚からもその殻が出土している。シジミの語源は「縮み」から来ていると言われ、「シジミで井戸替え」などむだな骨折りのたとえに使われるほど、小さな貝だ。

大阪では、かつてどの川でもシジミがとれた

とされ、北新地には、明治の終わりに埋め立てられるまで蜷川という川もあった。蜷川は近松門左衛門の「心中天網島」にも登場する。

シジミには、肝機能を助けるビタミンB₂やタウリンといった成分が豊富で、昔から「生きた肝臓薬」と呼ばれている。みそ汁にするのがおいしく、身を味わうというより、汁の中の貝のうまみを味わうのがおすすめだ。



チャレンジ!
e-Tax
Vol.5

利用しやすくなったe-Tax!!

【e-Taxホームページ(HP)等から見た現状】

e-Taxは、インターネットを使い、国税の手続きをより便利にしようというもので、開始届出や利用数は、相当なペースで増えています。(e-taxHP「利用件数」参照)
しかし、一方でe-Tax利用のパスポートともいべき「電子証明書」の取得は、手続きが面倒などの理由から、必ずしも良好という状況ではないようです。



【改正 … 電子証明書がなくても、e-Taxが利用できる!?!】

これまで、利用者からの要望に対して、e-Taxソフトのダウンロードによる取得方式やe-Tax利用時間の延長などの改善が行なわれてきました。こうした中、利用者にうれしい法改正がありました。

改正1 税理士等による申告等データの代理送信の時は、納税者本人の電子証明書等を省略できる。

《税理士さんがe-Taxで、申告データの作成と送信(代理送信)をする場合の改正イメージ》



※改正前は、代理送信の時でも納税者・税理士双方の電子署名と電子証明書が必要でしたが、改正後は納税者の電子署名等を省略できますので、電子証明書とICカードリーダー(ICカード方式)が不要になります。

注意! 納税者本人がe-Taxを利用して申告手続きなどをする、電子納税証明書の交付請求する場合などは、従来どおり、納税者は電子証明書の取得とICカードリーダーが必要(ICカード方式の時)です。

改正2 源泉所得税の電子納税の場合、電子署名等は初期登録のみで、以後はIDとPWでOK!

改正前	○電子納税をする都度(毎月の納付時)、送信時には電子証明書の添付が必要。
改正後 (19.1.4以後)	◎電子証明書の初期登録を行えば、以後は利用者識別番号(ID)、暗証番号(PW)だけで送信できる。(電子証明書の初期登録完了後は、電子証明書がなくても電子納税が可能)

上記のほか、確定申告期(19.2.16~3.15)は、e-Tax利用時間を24時間としたほか、所得税の申告に必要な「給与所得の源泉徴収票」等、一定の要件を満たす添付書類のオンライン提出が可能になりました。

詳しくは、e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

渋谷法人会e-tax推進委員会からのお得なお知らせ!!

【ICカードリーダーの斡旋を始めました】

e-taxの利用にあたり、公的個人認証による電子証明書を利用する場合は、ICカードリーダーが必要です。カードリーダーはすでに紹介したとおり、通常3,000円~3,500円程度で販売されています。

渋谷法人会では、会員の皆様のe-Tax利用をサポートするため、カードリーダーの斡旋を始めました。

内 容	製 品 名	日立HX-520UJ、J(接触型)※非接触型の公的個人認証には使えません
	斡 旋 価 格	1,800円(今回のみ)
	斡 旋 個 数	先着60個(予定)
	納品日・支払方法	3月上旬~中旬・製品と一緒に請求書をお送りします。
	申込み方法	法人会事務局(担当:黒木) ☎3461-0758まで、お申し込みください。

渋谷法人会e-Tax推進委員会では、e-Taxの普及と会員の皆様のe-Tax利用をサポートしてまいります。ご意見・ご要望をお寄せください。法人会事務局(担当:黒木) ☎3461-0758まで

e-Taxを体験してみよう!

法人会
事業
アラカルト

女性部会便り

女性部会講演会・賀詞交歓会



森部会長

「マルサの女」と題して、副署長がかつて国税局の査察官であった際に見聞きされたことなどを基に、伊丹十三監督「マルサの女」の映画に重ね、査察調査の重要性などをお話いただきました。

森女性部会長の冒頭挨拶の「家庭の幸せも、従業員に対

去る1月26日(金)に、新春特別研修会に加え、女性部会の賀詞交歓会が渋谷税務署幹部やご来賓の方々をお迎えし、東郷記念館にて行なわれました。

新春特別研修会では、講師として渋谷税務署副署長・本郷昭一様をお招きし、「マル



講師 本郷副署長



研修会

する心配りも大切なことであり、納税をきちんといたし、よき経営者でありますように」にもあったとおり、査察官から見た脱税発覚の一端として「身内の不満や従業員の不満から発覚することがある」とのことです。また、「家庭とともに従業員も隣人も大切にしましょう」とのお話が、改めて経営者のあり方を見直す好機となりました。



多治見部会担当副会長

その後の賀詞交歓会では、松本監事を中心におめでたい「梅后流江戸芸かっぽれ」が披露され、続き、美しいバリ舞踊によって、会は盛況のうちに幕を閉じました。

皆それぞれに新年の寿ぎを感じながら、楽しく会員相互の交流を深めた一日でした。



バリ舞踊



全員揃って

法人会はよき経営者をめざす者の集り

源泉研究部会

役員・世話人会開催

平成19年度事業計画案の検討を
去る2月7日(水)午後5時から渋谷
エクセルホテルに於いて、永瀬
部会長(東京急行電鉄株)はじめ
役員・世話人16名、渋谷税務署か
ら伊東署長、本郷副署長、島根第
4部門統括官、平山審理担当上席
調査官にご出席いただき、19年度



永瀬部会長あいさつ



島根統括官からの報告

又、計画以外にも、源泉研究部
会の会員増強を行い部会の拡充・
強化を決議。

当日は、本部から柳田部会担当
副会長と石田副会長が出席し、名
刺交換をし、午後7時終了。



の研修会の内容を細
目に亘り検討し、年
11回の事業計画案は
全て、承認された。

更に、e-Tax利用
について源泉部会会
員企業が積極的に利
用することにした。



柳田部会担当副会長
あいさつ

伊東署長(右から二番目)
と署の幹部の出席をいた
だきました。

税務セミナー 所得税確定申告書について

去る1月30日(火)、午後1時30
分から3時30分まで区立渋谷商工
会館に於いて開催した。

今年は、本題に先立ち、法人課
税第一部門坂井審理担当上席から
e-Taxの申請・届出等について説
明があり、早期の利用をお願いさ
れた。引き続き、渋谷税務署個人



所得税の黒上席

課税部門小黒上席調査官より申告手続きの流れ、申告
書の提出、種類、申告の必要がある方、又、誤りやす



e-Tax説明をする坂井上席

い例など、具体的な記載方法
について詳しく説明を受け、
最後に経営者、従業員の適正
な申告書を早期に提出と、国
税庁のホームページの活用も
お願いされて終了。

参加者60名

印紙税セミナーを開催(渋谷間税会共催)

2月6日(火)午後2時～3時30
分 法人会館

講師 渋谷税務署 法人課税第
3部門 山田総括上席調査官

今年は、渋谷間税会との共催で
法人会館3階研修室に於いて開催
した。福井理事の司会で、最初に法
人第一部門坂井上席からe-Taxに



山田総括上席



満員の会場

についての説明があり、
引き続き印紙税の概要
及び事例について説明
された。終了後質問さ
れる参加者多数の為、
4時終了となった。

参加者80名

化粧品、食品のボトル設計からグラフィックまでを行う パッケージデザイン専門のアトリエです。

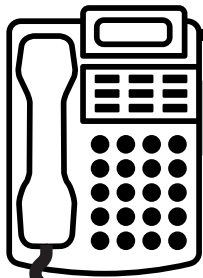


HANDFAST

Package & Graphic Design Studio

(有)ハンドファスト 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-19-8 原宿ファミリー301
Phone:03-3405-6369 Fax:03-3405-6501 E-mail:handfast@zb3.so-net.ne.jp

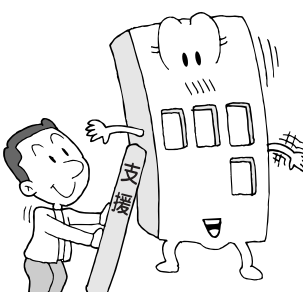
みんなの力で法人会を大きく育てよう



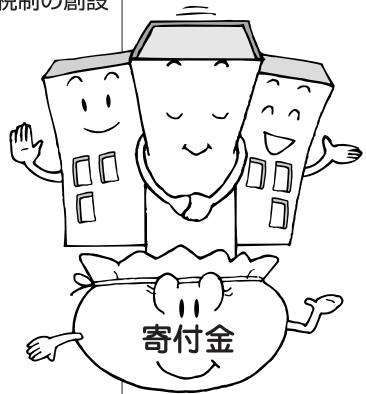
平成19年度 税制改正

政府の基本方針決まる!

政府は、平成19年1月19日、平成19年度税制改正の要綱を閣議決定しました。
主な内容をお知らせします。

税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
<経済活性化・国際競争力の強化> ●減価償却制度	(1) 残存価額 取得価額の10% (2) 償却可能限度額 取得価額の95%	(1) 残存価額 廃止 (2) 償却可能限度額 廃止	19年度以後取得の減価償却資産は耐用年数経過時点で1円(備忘価額)まで償却できる。18年度以前取得分は償却可能限度額まで償却後、5年間で均等償却可。
●耐用年数	液晶、プラズマディスプレイ等のハイテク生産設備 8～10年	同 左 5年	毎年の損金算入額増による減税効果と設備更新を早められる効果あり。
<中小企業・ベンチャー支援> ●エンジェル税制 (特定中小会社の要件緩和)		(1) 設立1年未満 研究者数要件を満たさなくても開発者数要件(常勤2人以上で常勤役員と従業員合計の10%以上)を満たせば対象 (2) 設立1年以上2年未満 開発者数の要件を満たせば対象 (3) 設立2年以上5年未満 売上高成長率の要件(25%)を満たせば対象	特定中小会社は発行した株式に関する譲渡所得などの1/2課税の適用期限を2年延長。
●特定同族会社の留保金課税	特定同族会社が一定の限度額(留保控除額)を超えて所得を社内留保した場合、その所得に法人税を重課。	適用対象から資本金額または出資金額が1億円以下の会社を除外。	この改正は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
●特定支配同族会社の役員給与の損金不算入制度	適用除外基準の所得800万円	同 左 1600万円	この改正は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
●取引相場のない種類株式の相続税などの評価方法の明確化		会社法の施行により、発行が容易になった議決権のない株式などの種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される以下のものについて、その評価方法を明確化する。 ①配当優先の無議決権株式、②社債類似株式、③拒否権付株式	中小企業の事業承継を円滑に実施できるようにするための措置。

振替納税を利用しよう

税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
●相続時精算課税制度	(中小企業の株式等を60歳以上の親から贈与された場合、一定の要件で) 非課税枠 2500万円	同 左 非課税枠 3000万円	平成19年1月1日から2年間の時限措置。
〈金融・証券税制〉	上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率…10% (19年(度)までの時限措置)	現行の取扱いを1年延長	19年(度)で期限到来となる軽減税率の適用期限の延長措置。
〈住宅税制〉 ●住宅借入金などがある場合の所得税額の特別控除額の特別の創設		(1) 居住年が平成19年の場合 ・控除期間 15年 ・年末残高 2500万円以下 ・適用年および控除率 1～10年目 0.6% 11～15年目 0.4% (2) 居住年が平成20年の場合 ・控除期間および控除率は平成19年と同様 ・年末残高 2000万円以下	住宅を取得するなどして平成19、20年に居住した場合に適用。
●住宅のバリアフリー改修促進税制の創設		一定の居住者が居住する家屋について一定のバリアフリー改修工事を含む増改築などを行い、その者が居住した時は、一定の要件の下でそのバリアフリー改修工事などに充てるため、借り入れた住宅借入金などの一定割合を所得税の額から控除。	平成19年1月1日から2年間の時限措置。 バリアフリー改修工事とは、以下の工事費用が30万円超のものをいう。 ①廊下の拡幅、②階段のこう配の緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すりの設置、⑥屋内の段差の解消、⑦引き戸への取り替え工事、⑧床表面の滑り止め化
〈その他〉 ●寄付金控除の対象限度額	総所得金額等の30%	総所得金額の40%	特定寄付金(国、地方公共団体に対する寄付金その他一定の寄付金)を支出した場合に適用。
●再チャレンジ支援寄付金税制の創設		個人、法人または相続・遺贈により財産を取得した者が、以下の寄付金を支出した場合に特例措置を講じる。 ①地域再生法に規定する地域再生計画の認定を受けた地方自治体が指定する会社が行う障害者雇用の機会の確保など地域再生計画に記載された一定の事業に充てられる寄付金。 ②次世代育成支援対策に取り組む会社等への助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業で、認定地方自治体が指定する公益法人が行うものに関連する寄付金。	(特例措置) ・法人が①および②の寄付金を支出した場合は、一般の寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる。 ・個人が②の寄付金を支出した場合には、所得税法の特定期間とみなして寄付金控除の適用を認める。

★この記事についての問い合わせ先 ————— (社) 東京法人会連合会 TEL.03-3357-0771 '07.1

この社会あなたの税が生きている

歴史に学ぶ 戦国人間学

②1

小和田 哲男

(静岡大学教授)

黒田 如水 秀吉を奮いたたせる

黒田如水は通称を官兵衛と名乗り、諱^{いみな}を孝高^{よしたか}といった。如水というのは出家し

てからの号である。

播磨の戦国大名小寺氏の家老で、姫路城の城主であったが、天正5年(1577)から羽柴秀吉が信長のいわゆる「中国方面軍司令官」として播磨に進軍してきたときから織田方につき、秀吉に居城だった姫路城を献上し、以来、秀吉の軍師に迎えられた形であった。

翌天正6年の荒木村重の謀反のときには、如水自ら、村重を翻意させるべく摂津有岡城に出向き、説得を試みたが、失敗し、そのまま幽閉されてしまったことは有名である。

如水は常に秀吉の帷幄にあって参謀的な立場をつとめるが、その後の秀吉の天下取りに決定的な意味をもったできごとが天正10年(1582)6月3日の夜におこっている。

本能寺で明智光秀の謀反で信長が殺されたという知らせが、備中高松城を水攻め中の秀吉の陣所にもたらされたとき、秀吉は悲嘆のあまりただ泣きだけだったという。

このとき、落ちこんでいた秀吉に声をかけたのが如水だった。「いまこそ、天下取りの好機ではないか」とい

うわけである。主君信長の突然の死で動転している秀吉に対し、このような言葉をかけられるのは如水しかいなかったかもしれない。

秀吉はこの如水の一言でわれに返った。秀吉も、このとき、重臣筆頭の柴田勝

家が越中で上杉景勝と戦っていることは知っていた。丹羽長秀も四国に渡るところだったし、滝川一益は関東にいた。たしかに如水がいうように天下取りの好機である。

如水の一言に励まされた秀吉は、早速、善後策を練り、とりあえず毛利方の使僧安国寺恵瓊をよんで講和を急がせることになった。もちろん、信長の死は隠したままである。そのあと、「中国大返し」で畿内にもどった秀吉が、山崎の戦いで明智光秀を破ったことは周知の通りである。

ただ、このときのあまりに冷静な如水の態度は、その後の秀吉に警戒の念を抱かせることになったのも事実である。如水に対し、「油断ならぬ男」といった印象をもつことになったものと思われる。



マナーの心理学 ⑧

斎藤由紀夫 (東京薬科大学キャリアセンター長／産業カウンセラー)

見た目が、カタチになる

「見た目9割」という本が売れ、「外見力」という言葉をよく耳にする。採用担当者のベテランになると、初対面の相手でも2～3分話しているとどういふ人かがわかってくるといわれる。それは、その人の能力なり人格が服装や言葉、顔の表情、態度に表れるからである。能力は努力すれば身につけられるが、人格は果たして変えることができるのであろうか。

ある本によると、人格を形成している性格は、3歳くらいまでにつくられる気質といわれる基本的な性格と、3歳以降の家庭、学校、友人などとの間でつくられていく性格があり、後者の性格は、パーソナリティ

といわれ、考えかた次第で変えることができるという。つまり、自分の行動が相手にどんな行動を起こさせているかや相手を気遣い理解しようとする心構えを持つと、自分の性格の表れ方をコントロールする意志が働く。その結果、意識的にももの考え方を変えることができると自分の考えが行動に表れパーソナリティが変わるといわれる。

例えば、女性のあこがれの職業としてキャビンアテンダント(スチュアード)があるが、制服や笑顔、言葉遣い、お客様への対応は素晴らしいものがあり、それが魅力となっている。その魅力は後天的なものであり、教育訓練により意識的に身に

つけたられたものである。

ずいぶん昔になるが、教育研修の仕事をしていたときスチュアードスの教育を見学に行ったことがあった。教官のOKがでるまでロールプレイをやらされるととても厳しい訓練であったが、訓練生は涙を流しながら受けていた人もいた記憶がある。その時、訓練によって魅力ある人間になれるということを実感した。

就職試験の面接指導をしていると、マニュアル本をそのまま暗記して自分の魅力を素直に表現できない学生が多く見られる。今の教育そのものが知識に偏っていて、それをどのように活用していくかや生きていくうえで必要な態度(心構え)の部分が欠けているように思われる。技能というのは訓練によって身につけられるものであり、心構えというのは自らの意識を変える努力によってカタチづくられる。つまり、見た目というのはカタチであり、カタチというのはカタ(型)にチ(血)が通って、初めてカタチになる。

第20ブロック 法人会員企業

紹介

パッケージデザイン (有) ハンドファスト

〒150-0001 渋谷区神宮前1-19-8
TEL 3405-6369 FAX 3405-6501
アクセス JR原宿駅竹下口より徒歩1分

資料室の棚にいろいろな形や色彩のボトルや箱が並ぶ。ドラッグストア、スーパー、デパートの化粧品売り場などでよく目にするものばかりだ。

今回は、レストランや食品関係を離れ、化粧品を中心に流行を先取りするパッケージデザインを制作して35年の実績を持つ、有限会社ハンドファストにお邪魔してみた。

パッケージのデザインとなると箱やラベルのデザインをするデザイン事務所が多いそうだが、ここハンドファストでは、容器の形状から化粧箱のロゴ、イラストまでパッケージに関わる全てのデザインを一環して請け負っている。国内外のコンペを勝ち抜き、目にすれば誰でも知っている商品を手掛け実績を残してこれた秘訣は、もしかするとそこにあるのかも知れないと思った。というのは、メーカーからしたら製品をよく知り、容器をデザインし、そのイメージを元にロゴやイラストをデザインするわけだから、より製品イメージに合ったものが出来上がるのではないかと思うからだ。

ただ、実際にすべてを請け負うというのは簡単ではないだろう。いろんな素材や製品の知識、デザイン面でも常に新しい情報に根ざした知識や方法が必要になる。ハンドファストには現在、社長の遠藤氏を含め8名のスタッフがいるが、その8名ですべてをこなし、一つのシリーズ商品の製品化には約1年掛かるものもあるというこ



とだから、様々な情報収集に加え、先見の目も必要となる。

確かに、手掛けた製品の棚以外に沢山の参考品やデザイン関係を中心にした様々な本が並んでいて、どの本にもところどころに付箋が付いている。また、年に一度は世界の中の情報発信地を全員で研修旅行しているそうだ。ただの物見遊山の旅行ではない証拠にいろいろな国の仕事に関わりそうな美術館の入場券や取材写真をスクラップした分厚いレポートをスタッフに提出させている。

会社は、原宿竹下通りを駅側から入ってすぐのマンションにあるが、遠藤社長が会社を興した頃は竹下通りはまだ何も無く、静かな街だったそうだ。今も建物の中に入ると通りの喧騒からは逃れられるが、その変わりようには、少々哀愁を感じておられるようだ。

ハンドファストでは、基本的にはメーカーのパッケージの総合デ

ザインを手掛けているが、最近では金型を自社で持ち、容器をストックして売る既存ボトルメーカーのデザインも手掛けている。このメーカーでは、1500種類の既存ボトルがストックされているという。クリーム容器一つの金型でも費用は一千万円もかかるとの事だから、もし自社の製品をパイロット的に作ってみたいというような会社があれば、検討の余地が十分あるのではないだろうか。

■解答

■ 3五角 □ 同銀 ■ 2六銀 □ 同飛 ■ 1六金 □ 同飛 ■ 2七金まで七手詰め。

■解説

すぐに■ 2六銀としますと □ 同玉 ■ 1六金に □ 3五玉で逃がします。

初手は今逃げられて困った場所から捨てる ■ 3五角が好手筋です。

そして □ 同銀に ■ 2六銀とすれば今度 □ 同玉は ■ 1六金までです。

□ 同飛に ■ 1六金とすれば □ 同飛に ■ 2七金で解決となるわけです。

平成19年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
5	メディスト(株)	安田 健二	渋谷区東3-16-5	5778-0775	医療器械販売
6	(株)スパイダーワークス	熊倉 崇士	渋谷区渋谷3-1-7	5774-0945	インターネット関連事業
7	(医)社団 佐藤歯科診療所	佐藤まゆみ	渋谷区道玄坂1-17-5	3461-7573	歯科
7	サーフトラスト(株)	酒井 秀人	渋谷区道玄坂1-17-11	3477-1300	不動産業
7	(有)七徳商事	藤田 浩一	渋谷区円山町4-12	3462-7637	ホテル業
7	インタープレス(株)	平田 映允	渋谷区円山町28-8	5489-6888	広告代理業
8	(株)スキャンディア	清水 正夫	渋谷区神泉町10-10	3780-1688	衣料品、雑貨の輸入販売
12	(株)ファビリカ	関口 正浩	渋谷区上原1-32-17-2F	3467-0165	内装仕上業
14	ガラードハッサンジャパン(株)	内田 行宣	渋谷区笹塚1-53-7-211	3299-0720	風力発電コンサルティング
15	(株)佐昭建設	佐藤 昭二	渋谷区幡ヶ谷1-22-3	5453-4103	
15	(株)ラクテック	重浦 和幸	渋谷区幡ヶ谷3-75-1-101	5354-8981	CATV・電気工事
18	(株)TFサポート	朝長 晃	渋谷区千駄ヶ谷5-27-9	3354-4606	警備業・飲食業
19	(株)シオンテック	菱川 恵介	渋谷区千駄ヶ谷1-13-9	5414-3082	染色加工業
19	コレット(有)	秋山 潤蓮	渋谷区千駄ヶ谷2-3-5-203	5785-3038	洋服製造販売
19	(有)アイ・エス企画	中村業太郎	渋谷区千駄ヶ谷3-15-14	3478-6178	不動産の売買・賃貸・管理及び利用
19	日東工営(株)	高山 哲夫	渋谷区千駄ヶ谷3-50-11	5770-8054	建設業
19	(株)オール・ナチュラルプランニング	青木 祐人	渋谷区千駄ヶ谷3-54-15	6912-8686	施設空間総合プロデュース
20	(株)風とバラッド	照井 晶博	渋谷区神宮前3-25-5	3403-9933	広告業
20	風とバラッド(株)	戸練 直木	渋谷区神宮前3-27-17	3479-5544	広告業
21	(有)スタジオピッコロ	大橋 和美	渋谷区神宮前4-15-16	5775-2136	デザイン業

あなたと都税

③

4月から固定資産税にかかる土地・家屋の
価格等がご覧になれます（23区内）



〈期 間〉 4月2日（月）から7月2日（月）〔土・日・休日を除く〕

〈時 間〉 午前9時から午後5時

〈場 所〉 土地・家屋が所在する区の都税事務所

○縦覧できる方 当該区内に土地・家屋を所有する納税者の方

○縦覧できる内容 当該区内で課税されている土地・家屋の価格等（縦覧帳簿）

※納税者ご本人であることが確認できるものをお持ちください（運転免許証や健康保険証など）。なお、代理人の方が申請する場合には、本人であることが確認できるものに加えて、納税者本人が署名し、押印（認印も可）した委任状等が必要になります。

【お問い合わせ先 渋谷都税事務所固定資産税課固定資産税係 電話 03-3463-4319】

不動産業務一般

有限会社 原 宿 東 拓

☎ 3403-2687 (代) FAX. 3403-2783

渋谷区神宮前3-22-5

みんなの力で法人会を大きく育てよう

平成19年から 個人住民税が変わります

平成19年から、地方分権を推進するための三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へ、おおむね3兆円の税源移譲が行われます。

一年間の所得が変わらなければ、税源移譲の前と後とで住民税と所得税とを合わせた税負担は基本的には変わりません。お支払いいただく住民税は増える場合がありますが、その場合、住民税が増えた分、所得税は減ります。ただし、同時期に定率減税が廃止されることから、実際の税負担は増えることになります。

なお、住民税と所得税について、改正が反映される時期に差異がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

東京都主税局課税部個人事業税係 (03-5388-2969)

東京都主税局総務部相談広報係 (03-5388-2925)

渋谷都税事務所総務課相談広報担当 (03-3463-4311) または
渋谷区役所 (税務担当)

ー東京都主税局からのお知らせー 「還付金があります」こんな電話にご注意!

都税事務所や還付管理室の職員を装い、「還付金があります」と言葉巧みにだまして、所持している携帯電話から指定した電話番号にかけよう指示し、コンビニエンスストアのATM(現金自動預払機)を操作させようとする事例(手口)が都内で多発しています。

東京都主税局の職員は、還付金をお渡しするために、電話で預金口座をあらたに聞き出したり、コンビニエンスストアのATMの操作を求めることはありません。不審に感じたら、即答せずに、相手の氏名、所属する都税事務所名、電話番号を確認のうえ、都税事務所または主税局総務部総務課相談広報係までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

渋谷都税事務所総務課相談広報担当 電話 03-3463-4311(内)306

または

主税局総務部総務課相談広報係 (03-5388-2924)

●3月の税務

- 18年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日
- 所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
- 18年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
- 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日 (1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 17年分所得税の更正の請求
請求期限…3月15日
- 贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- 個人の道府県民税、市町村民税、事業税・(事業所税)の申告 申告期限…3月15日
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月12日
- 個人事業者の18年分の消費税・地方消費税の確定申告 申告期限…4月2日
- 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉 申告期限…4月2日
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(18年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…4月2日
- 法人・個人事業者(18年12月分及び19年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…4月2日
- 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…4月2日
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…4月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…4月2日

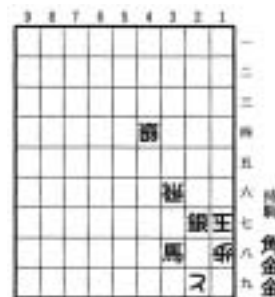
詰将棋

〈出題〉六段 沼 春雄

■ヒント

ジャマ駒になっている
2七の銀のさばき方を工夫して下さい。

(考慮10分で初段)





ポリ袋・ビニール袋
小ロットポリ袋
紙袋・紙手提袋



COMPANY INFO

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前1-8-26
コーポ嵐山 2F 201号
TEL 03-3470-0404
FAX 03-3402-1335

fukuroya harajuku **袋屋原宿**

法人会の税務相談は毎月10日・20日です。

会員の皆様のための

●即日診断 ●日・祝受診可

人間ドック・健診のご案内



■人間ドック

- 半日コース(昼食付)
- 一泊コース(夕食・昼食付)

宿泊は京王プラザホテルにて二人一部屋です。
別途料金(6300円)で一泊部屋もご利用いただけます。

■他の各種健診

- 成人病・主婦健康診断
- 法定健康診断
- 入社健康診断

検査コース	一般料金	法人会費用
半日ドック	50,000円	42,000円
1泊ドック	70,000	62,000
成人病健診	26,000	24,000
主婦健診	30,000	28,500
法定健診	13,000	12,000
入社健診	13,000	12,000

(消費税込)

特別料金実施

肺癌ドックのみの料金は45,000円(一般料金48,000円)ですが、人間ドックと併せてご受診の場合には、27,000円にて、受付しております。

当院では、安心して健診を受けていただくために、様々な厳しい精度管理基準に合格した施設のみ認定される日本病院会・健康保険組合連合会・日本総合健診医学会の優良ドック指定施設になっております。

当日の検査結果が午前中に判明し、その結果にもとづいて結果説明が医師より1人ひとりに行われます。(人間ドックコースのみ)

■充実したオプション検査(受診日当日でもお申し込みできます)

- | | |
|-------------------------|------------|
| ●肺癌ドック | ●腫瘍マーカー |
| ●CT使用による頭部、胸部、腹部の精密検査 | ●女性用腫瘍マーカー |
| ●マンモグラフィ・乳腺エコーを使用した乳癌検査 | ●前立腺腫瘍マーカー |
| ●卵巣・子宮エコー(日・祝不可) | ●B型肝炎検査 |
| ●骨粗鬆症 | ●C型肝炎検査 |
| | ●甲状腺機能検査 |
| | ●エイズ検査 |

肺癌ドック受診のおすすめ

(詳細はお問い合わせ下さい)

悪性疾患における男性の死亡数・死亡率とも肺癌が胃癌を抜いて、トップになりました。(女性や喫煙されない方にも肺癌は増加しています)当院では高性能CT検査による微小肺癌や肺気腫等の慢性肺疾患の早期発見をめざしております。

お申し込み
お問い合わせは……

●日本病院会・日本総合健診医学会・健康保険組合連合会 各指定

なんじゅ

医療法人社団・成山会

楠樹記念クリニック

〒162-0202 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル2階(都庁隣り)

TEL (03)3344-6666代 FAX (03)3348-0126

<http://www.nanju.or.jp>